

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互いさま」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」となっていないか確認し、早期に対応するようにしています。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送れるよう取組を進めていきます。

令和8年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和8年8月末現在)

いじめを早期に発見し、組織的に対応する体制を作り、いじめの重篤化を防ぐようにしています。

令和8年度の本校のいじめの認知件数は、減少傾向です。

引き続きいじめの見逃しがないように、早期発見・早期対応に努めてまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめには組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配なことがありましたら、ぜひ学級担任に相談してください。校内いじめ対策委員会を中心に組織的な対応をしていきます。